

地域密着型サービス外部評価 のご案内

認知症や障がいを持って、いつまでも地域社会の一員として、個人の尊厳を保ち、価値ある人生を送ることができる

・・・こんな暮らしを実現できる
《地域密着型サービス》の質の向上に向けた
事業所の取り組みをお手伝いします。



県社協の外部評価は…

- 公平中立な第三者の視点から、事業所の取り組みを評価します。
- 自己評価と外部評価を対比して、両者の違いについて考察し、総括的な評価ができます。

⇒ 客観性が高められ、サービスの質の向上に向けて具体的に取り組むことができます。

外部評価の受審について

- ✓ サービス全般について網羅的に取り組むことができます
- ✓ 客観的に見ることで、サービス向上に向けた取り組み方針が明確になります
- ✓ 職員がサービス向上に向けて自主的に取り組み、当事者意識が確実に上がります
- ✓ 事業所内での取り組みですから、代替職員の心配がありません

○地域密着型サービスの評価は、事業所自らが実施する「自己評価」と評価機関が実施する「外部評価」から成り、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

県社協の外部評価の取り組み方針

県社協は、外部評価の公立性・中立性の確保に万全を期すために、次のことを遵守し、その適正な運営に努めます。

1 評価調査員は、認知症介護等の実務経験が豊富な社会福祉士、介護福祉士、看護師等の福祉・医療の専門家で、外部評価に必要な研修を修了した者から県社協会長が適切と認めた者が、その業務にあたります。

2 外部評価実施の際の評価項目の判断を行う基準は、どの事業所にも共通する客観的な見方や判断の根拠として、『地域密着型サービス評価ガイドブック』（特定非営利活動法人 地域生活サポートセンター発行）を使用いたします。

3 外部評価は、事業所自らがサービスの向上を図る取り組みのツールであることから、その実施にあたっては、県社協の一方的な評価とすることなく、事業所のご意見などを十分に尊重しながら進めていきます。

4 調査員の調査結果に対するご意見などをいただいた場合には、必要に応じて、学識経験者、法律関係者、医療・保健関係者、社会福祉関係者などの専門家で構成する外部評価審査委員会にて、厳正かつ客観的に審査を行います。

5 最終評価結果と併せて事業所による自己評価結果を、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」で、広く公開します。



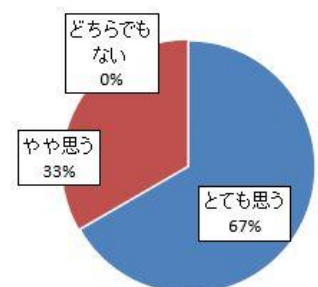
令和元年度 外部評価受審事業所へのアンケート結果】

(令和元年度受審事業所 48 事業所中 42 事業所が回答、回答率 88%)

Q 今回の自己評価・外部評価が事業所においてサービスの質確保・向上につながるか。

(自由意見)

- ・地域との関わり方について参考になった。
- ・第三者からの意見が聞けるのが良い。
- ・改めて気づかされることもあり、サービスの質の向上につながると思う。
- ・事業所の強みについて評価をいただき、勇気づけられた。



県社協の外部評価の主な方法

1 書面調査

事業所で作成・提出いただいた外部評価に必要とする各種資料に基づき評価します。利用者ご家族へのアンケートも実施します。

【事前に提出いただく資料】

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|
| • 自己評価票 | • 運営規程 | • 利用契約書 | • 重要事項説明書 |
| • 介護計画書 | • 業務日誌様式 | • 職員勤務時間表 | • 献立表 |
| • パンフレット | • 運営推進会議記録 | • 広報物 | など |

2 訪問調査

複数の評価調査員が事業所を訪問し、一定の内容について、管理者など現場の方々からお話を伺ったり、事業所内の設備や各種書類を拝見したりしながら評価を行います。

県社協の外部評価の特徴

1 生きた評価

事業所における日々のサービス向上のためのご努力やその結果による現状を尊重しつつ、利用者ご家族の声も反映させていただき、よりよいサービスの獲得に向けたステップアップの機会として、その時点における“生きた評価”を行います。

評価結果は、“END”としてではなく、次の取り組み（目標）への“START”としてご提示します。

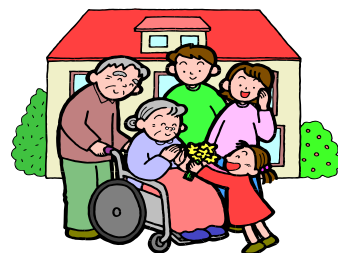
2 継続的な評価

県社協では、評価項目に関する評価結果をお知らせするだけでなく、評価結果に対するサービス向上に向けた計画をご提出いただくことで、事業所における外部評価の継続的な取り組みや結果の管理などのお手伝いをします。

3 外部評価のフォローアップ

多大な時間・労力・費用が伴う外部評価です。その結果を踏まえた今後のサービス向上に向けた一助として、次の県社協の機能も積極的にご活用ください。

- 事業所役職員の資質向上のための各種研修
- 事業所の適切な経営などのための各種相談
- ボランティアに関する相談、情報提供
- 福祉サービスの利用援助に関する事業 など



評価手数料

1 外部評価業務（1事業所）につき 88,000円（税込）

外部評価の基本的な流れ

	流 れ	手 続 き 内 容	所要日数 累計
1	外部評価の受審申込み	事業者から本会へ外部評価のお申込みをいただきます。申込書は、県社協より送付いたします。	1
2	外部評価委託契約の締結	事業者からお申込みをいただいた後、委託契約書を送付いたしますので、署名・押印の上、県社協までご返送ください。	8
3	『書面調査』書類の作成	事業所にて「書面調査」に必要な書類等を作成いただき、県社協が指定する日（目安：訪問調査日の10日前）までにすべての書類をご提出いただきます。 ご家族のアンケートも同様です。 （各書類の様式は、県社協より送付いたします。）	48
4	『訪問調査』の実施	県社協が派遣する評価調査員（身分証を携行します。）が事業所を訪問し、外部評価に必要な事項について、管理者等の現場の方々からお話を伺い、事業所内や各種書類等を拝見します。	58
5	調査報告書の送付	訪問調査終了後、概ね1か月後に県社協から「調査報告書」を送付します。	88
6	意見等の提出	事業所に調査に内容をご確認いただき、その内容にご意見がある場合には県社協が指定する日までに、その根拠となる資料を添えて“書面”でご提出ください。意見がない場合も書面でご回答いただきます。	100
7	意見等の審査	事業所から「調査報告書」に対する意見書のご提出があったときには、外部評価審査委員会にて審査を行い、県社協が評価の決定をします。	(100~)
8	外部評価報告書の送付、評価結果の公表	評価結果が確定したら、外部評価に関する報告書等を事業所に送付するとともに、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」に評価結果および自己評価結果を公表します。	100 (100~)

お手続き上のご注意

- 外部評価には、かなりの時間と労力を要しますので、上記の流れをご参考に計画的にお取り組みください。

【外部評価のお問い合わせ、お申し込みはこちらまで】

（福）福井県社会福祉協議会 地域福祉課「地域密着型サービス外部評価」係
 〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号
 TEL (0776) 24-2347 / FAX (0776) 24-8942
 Eメール hyouka@f-shakyo.or.jp
 URL <https://www.f-shakyo.or.jp/>